

12/3(土)～9(金)は障がい者週間

相談支援事業所や相談員がサポート

12月3日(土)から9日(金)までは、障がい者週間です。障がいに対する理解を深め、障がい者があらゆる分野で活躍することを後押しします。

障がいに関することは、相談支援センターや障がい者相談員に気軽にご相談ください。

障がい福祉課
☎995-1820

相談体制を充実

当市では、障がい者やその家族の方からの相談体制の充実を図っています。困ったことがあれば、ご相談ください。

【市内相談支援事業所】

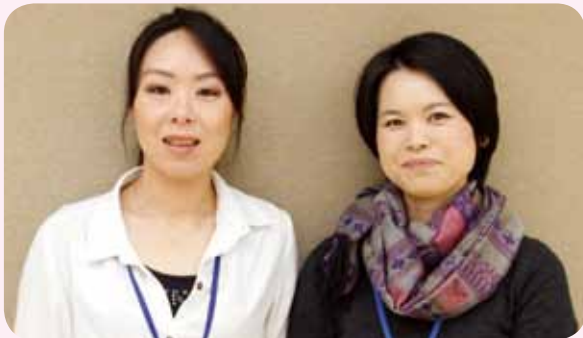
主に、障がい福祉サービスの利用やそれに係る調整を行います。

- 相談支援センターうぐいす（福祉センター佐野内）
☎993-1455 ☎993-1127
- 相談支援事業所サポートセンターしゃきょう（福祉保健会館2階） ☎995-2332 ☎993-5909

障がい者も自然に生活できるように

相談支援事業所では、地域での生活や家族関係、仕事に関することなど幅広い相談に応じます。障がい者が社会で自然に生活できるようにサポートします。民生委員やヘルパー、施設、行政などと連携して、一人ひとりに合ったサービスを考えます。

相談をするまで、壁があるのではないのでしょうか。「こんなこと相談して良いのかな」という気持ちがあって相談できずに悩み続けている方もいるかもしれません。相談員は、軽々しくはねのけたりしません。1つ1つの相談に、相談者の気持ちにより添って対応します。ささいなことでも気軽に相談してください。



しゃきょう 今野さん

うぐいす 奥野さん

【障がい者相談員（敬称略）】

身近な地域の相談員として、気軽にご相談ください。

●身体障がい者相談員

- 土屋 幸子 ☎997-7410
- 山口 勘五郎 ☎997-0208
- 松本 多吉 ☎993-7795
- 片山 正三郎 ☎993-0248
- 高草 昌子 ☎992-1786
- 荻野 政信 ☎992-5503（ファックスのみ）

●知的障がい者相談員

- 星野 正江 ☎998-0014
- 栗野 久子 ☎997-4852
- 兼井 佐智子 ☎992-0107

●精神障がい者相談員

- 高橋 善文 ☎993-4483

駿豆地区障がい者自立支援協議会 単独協議会への移行

現在、裾野市・三島市・伊豆の国市・長泉町・清水町・函南町の3市3町で自立支援協議会を設置しています。この協議会では、地域から出された困難事例をもとに主に地域子育て支援部会、就労部会、災害対策ネットワーク部会、地域くらし部会、地域生活支援事業検討部会の5つの部会が設置されています。各部会に分かれてそれぞれ困難事例を通し、課題について検討・研究・調査・提案を行っています。

3市3町の協議会は今年度で解散し、来年度から当市単独で協議会を設置します。来年度の協議会設置に向けて、自立支援協議会設立準備会を設置しました。市内の障がい福祉団体や障がい福祉事業所が中心となり検討を重ねています。



来て！みて！共感！！ ハートつながる 障がい者週間

障がい者週間にあわせ、イベントや啓発活動を行います。

【障がい者週間イベント】

「市内に障がい者の事業所ってどんなところがあるの？」「市内の障がい者団体ってどんな活動をしているの？」などの疑問にお答えします。普段の活動の一部を垣間見ることができます。また、相談窓口も設置します。予約は不要です。

とき／12月3日(土) 9時30分～15時30分

ところ／市民文化センター2階展示室、1階エントランスホール

内容／市内の障がい福祉団体や事業所によるパネル展示と相談ブースの設置、障がい福祉事業所による授産製品の販売、スタンプラリー

その他／同会場で保育生活展が開催されます。保育生活展と障がい者週間イベントの両方に参加した子どもに記念品をプレゼントします。

【障がい者週間啓発活動】

市内の障がい福祉団体が啓発活動を行います。

とき／12月6日(火) 11時30分～

ところ／市役所玄関前、マックスバリュベリシティ裾野店入口付近、マックスバリュ裾野店入口付近

参加団体／市内障がい福祉団体、障がい福祉事業所、相談支援事業所など



障がい者の方は有料道路の 通行料金が割引されます

自立と社会経済活動への参加を支援するため、全国の有料道路事業者が有料道路における障害者割引制度を設けています。障がい者の方が有料道路を利用する場合、通行料金が割引されます。



対象者／●障がい者本人が運転する場合▶身体障害者手帳をお持ちの方

●障がい者本人以外の方が運転し、障がい者本人が乗車する場合▶身体障害者手帳「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種」をお持ちの方または療育手帳Aをお持ちの方

対象自動車／1人1台

割引金額／通常料金の半額

割引有効期間／●新規申請、変更申請▶申請した日からその後の2回目の誕生日まで

●更新申請（有効期限2カ月前から有効期限前日までの申請）▶更新した日からその後の3回目の誕生日まで

申請方法／次の書類を障がい福祉課へお持ちになり、申請してください。

【ETCを利用する場合】

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 自動車検証または軽自動車届出済証
- 運転免許証（障がい者本人が運転する場合のみ）
- 障がい者本人名義のETCカード
- ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書など）

【ETCを利用しない場合】

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 自動車検証または軽自動車届出済証
- 運転免許諸証（障がい者本人が運転する場合のみ）

その他／更新申請は、割引有効期限の2カ月前からできます。必ず更新をお願いします。更新申請を行わずに割引有効期限を過ぎた場合には、この割引制度は適用されず、通常料金の支払いが必要になります。